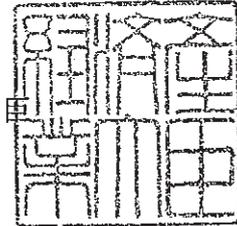


経済産業省

平成21・11・05原第4号  
平成22年8月23日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉  
施設の変更）について（諮問）

九州電力株式会社 代表取締役社長 眞部 利應から平成21年11月5日付け原発本  
第238号（平成22年8月2日付け原発本第103号をもって一部補正）をもって、核  
原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第  
1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第  
4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部  
分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第26条第4項  
において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会  
の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、九州電力株式会社川内原子力発電所の1号及び2号原子炉施設に關し、以下のとおりである。

- ・ 2号炉の蒸気発生器を取り替える。
- ・ 2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、1号及び2号炉共用の固体廃棄物貯蔵庫を拡張し貯蔵保管能力を変更するとともに、取り外した蒸気発生器等を、変更する固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項第1号(平和利用)

- 本件申請については、
- ・ 原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
  - ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に關する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
  - ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるといふ方針を変更するものではないこと
- から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

- 本件申請については、
- ・ 原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
  - ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に關する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
  - ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること
  - ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと
- から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

- 本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約180億円である。  
これらの資金については、自己資金、社債及び一般借入金により調達する計画としている。

九州電力株式会社における総工事資金の調達実績から、資金調達は可能と判断した。  
このことから、本申請に係る原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。